

諮問庁：法務大臣

諮問日：令和4年3月1日（令和4年（行情）諮問第168号）

答申日：令和4年12月1日（令和4年度（行情）答申第352号）

事件名：「被収容者等による告訴，告発，提訴等報告」（特定年度 特定刑事施設）の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「被収容者等による告訴，告発，提訴等報告」（特定年度 特定刑事施設）」（以下「本件対象文書」という。）につき，その一部を不開示とした決定については，審査請求人が開示すべきとする部分を不開示としたことは，妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し，令和3年6月24日付け大管発第1656号により大阪矯正管区長（以下「大阪矯正管区長」又は「処分庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）を取り消す，との裁決を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由の要旨は，審査請求書によると，おおむね以下のとおりである。

不開示決定の法的根拠と理由は，原処分のとおりである。

しかし，これは法の適用の誤りがあるといわざるをえず，理由がない。

なぜなら，被収容者等による告訴，告発，提訴等報告では，申立先として〇〇弁護士会とのマスキングがされているが，どこの弁護士会かがわかって何ら支障は生じず，法の不開示該当性を欠くから。

第3 諮問庁の説明の要旨

- 1 本件審査請求は，審査請求人が処分庁に対し，令和3年4月14日受付行政文書開示請求書により，本件対象文書を含む複数の行政文書の開示請求を行い，これを受けた処分庁が，本件対象文書について行った一部開示決定（原処分）に対するものであり，審査請求人は，原処分において不開示とされた部分のうち，その一部（以下，第3において「本件不開示部分」という。）について，開示を求めているものと解されることから，以下，原処分における本件不開示部分の不開示情報該当性について検討する。
- 2 本件不開示部分の不開示情報該当性について

- (1) 本件対象文書は、矯正定期報告規程（平成8年法務省矯総訓第518号大臣訓令）に基づき、特定年月に特定刑事施設の長から大阪矯正管区長へ報告した、被収容者による告訴、告発、提訴等報告（以下「告訴等報告」という。）及び被収容者等による提訴に係る重要な処理経過等の概要の一覧表であり、本件不開示部分は、告訴等報告の「申立先」、「申立ての種類、事件番号」、「氏名」、「身分」、「罪名、事件名、刑名刑期等」の各欄記載の情報の全部又は一部である。
- (2) 告訴等報告には、特定刑事施設において告訴等を行った被収容者（以下「特定被収容者」という。）に関する情報が、一行当たり一件として被収容者の氏名を含む一覧の形で記録されていることから、各行ごとに一体として特定被収容者の個人に関する情報であり、法5条1号本文前段に規定される不開示情報に該当する。

次に、本件不開示部分の法5条1号ただし書該当性を検討すると、いずれも特定被収容者に関する情報等であり、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とはいえないので、同号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロに該当する事情は認められない上、同号ただし書ハにも該当しない。

また、本件不開示部分について、法6条2項によりさらに開示すべき部分の有無について検討すると、上記のとおり、本件不開示部分には、特定刑事施設において告訴等を行った被収容者に関する情報が、被収容者の氏名を含む一覧で記録されており、他の情報と照合することにより、被収容者と同時期に収容されていた者、知人、その他の関係者には、特定被収容者を特定する手掛かりとなり、その結果、特定被収容者が行った告訴等の詳細等、特定被収容者にとって、他者に知られたくない事実が明らかになるなど、個人の権利利益を害するおそれがないとはいえないことから、本件不開示部分について、さらに開示すべき部分は認められないとすることが相当である。

3 本件一部開示決定の妥当性について

以上のとおり、本件不開示部分について、法5条1号に規定される不開示情報に該当するとして不開示とした原処分は妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和4年3月1日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同月18日 審議
- ④ 同年10月28日 委員の交代に伴う所要の手続の実施、本件対象文書の見分及び審議
- ⑤ 同年11月25日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件対象文書を含む複数の文書の開示を求めるものであるところ、処分庁は、本件対象文書について、その一部を不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、「被収容者等による告訴、告発、提訴等報告」の「申立先」欄の不開示部分（以下「本件不開示部分」という。）の開示を求めているものと解されるところ、諮問庁は、原処分は妥当であるとしていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 本件不開示部分の不開示情報該当性について

(1) 当審査会において本件対象文書を見分したところ、本件対象文書は、刑事施設の長が当該刑事施設を管轄する矯正管区の長宛てに報告するために作成した「被収容者等による告訴、告発、提訴等報告」及び「被収容者等による提訴に係る重要な処理経過等の概要」（各3件）であり、本件不開示部分は、「被収容者等による告訴、告発、提訴等報告」の「申立先」欄の記載内容部分の一部であると認められる。

(2) これを検討するに、本件対象文書には、各行に特定被収容者の氏名及びこれと一体となる情報が記載されていることから、各行ごとに、当該被収容者に係る法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められ、同号ただし書イないしハに該当する事情も認められない。

次に、法6条2項による部分開示の可否について検討すると、本件不開示部分は、これを公にすると、特定被収容者の知人等の関係者にとっては、当該被収容者をある程度特定することが可能となり、その結果、告訴、告発等を行った事実等が、当該関係者に知られることとなり、当該被収容者の権利利益を害するおそれがないとは認められないことから、本件不開示部分は部分開示をすることはできない。

(3) したがって、本件不開示部分は、法5条1号に該当し、不開示としたことは妥当である。

3 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条1号に該当するとして不開示とした決定については、審査請求人が開示すべきとする部分は、同号に該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であると判断した。

(第1部会)

委員 合田悦三、委員 木村琢磨、委員 中村真由美